

最高裁秘書第822号

平成31年3月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

1月4日付け（同月7日受付、最高裁秘書第38号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

修習給付金に関する所得税及び住民税、並びに健康保険の取扱いについて、最高裁判所が自ら税務署、健康保険組合、市区町村等に問い合わせをした上で、その結果を司法修習生に伝えようとしない理由が分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。